

(別紙1 (公開用))

1. 組織名

一般社団法人Jミルク

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

(1)意見1

【全体総論】

まず、TPP参加による国民生活に与る影響について、多くの国民の懸念や不安が払しょくされないまま、TPP交渉への参加が承認され、正式参加に向けた手続きが進められていることは、遺憾であると考えます。

本年度4月19日、国会(衆議院農水委員会)で、TPP交渉における乳製品の扱いについて、「引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。」を決議致しました。当然ではありますが、政府にあっても、この国会決議に沿って交渉に当たっていただきたい。

我々酪農乳業界に直接に影響のある乳製品については、本来から輸出産品ではなく、国民に安定的に安全安心に継続供給してきました。日本酪農は、規模拡大、専門化、機械化から経営の効率化を進めてきましたが、TPP参加国である米国、豪州、NZとの生乳生産の競争環境(生産コスト、耕作面積、給与飼料、手厚い輸出補助金の存在など)において、日本酪農はまったくの不利な環境下にあり、国民の理解の下に、国境措置によって守られてきました。牛乳乳製品のセンシティブ性と食糧安保の重要性から、国境措置は必要不可欠です。

政府、主要酪農産地の行政機関、研究者グループによって試算結果が発表されている内容からも分かるように、これらの撤廃は酪農乳業の崩壊を意味するものです。

また、酪農乳業の崩壊は、関連産業、地域経済への影響も大きく、酪農においては、機械設備、飼料・肥料などの多くの生産資材を供給する事業者への影響とともに、乳製品は直食用のみならず多数の食品の原材料であり、供給先のすそ野が広い特徴を有しており、関連する食品事業者への影響は、現在試算されている直接的な損害額をはるかに上回る規模となることが十分に想定されます。こうした影響の範囲や度合いについても十分にご認識頂ますようお願いいたします。

また交渉に当たって、酪農乳業が、地域社会、他の農業・産業、消費者にもたらしている、次に例示する多様な価値やリスクについても、十分なご理解を賜りたいと存じます。

①酪農は、食糧自給率を守るだけでなく、「土作り、草作り、牛作り」と循環農法を実践し、国土保全などの農業の多面的機能を有しています。高齢化で離農が進む地域農業においては、耕作放棄地の増加が大きな課題ですが、酪農はその重要な受け皿にもなっています。また、良質な堆肥は、今や、野菜や果樹などの他の農業生産にはなくてはならないものになっています。更に、酪農から産出されるホル雄、交雑種は国産肉牛の約50%を占め、肉牛生産への影響も大きい。

②酪農家が牧場を開放して行う「酪農教育ファーム」は食育の場として、すでに10年以上が経過し、参加する児童生徒は、既に年間で100万人に達しようとしております。世界で最も進んだ農場活用型の教育活動です。また、都会の人々に保健休養の場を提供する農村ツーリズムの多くは、牧場が舞台となっています。

③農水省のTPP影響試算では、北海道に生乳生産が集約されると想定されていますが、疾病や伝染病のリスクがある生乳生産においては、生乳生産の一局集中は国民に安定的に供給できないリスクを抱える事態を生じることが懸念されます。

④乳業は国産競争力のある乳製品を供給するために、合理化や乳業工場の統廃合に努めてい

ます。乳業の雇用は約4万人に上り、乳製品を供給する食品産業への波及も含めると大きな影響が想定されます。また、乳製品工場は酪農地域に共存し、酪農乳業の崩壊は、即その地域産業・経済に影響し、地域崩壊・空洞化を意味することになります。

以上のような、酪農乳業の持つ多面的な価値は、日本国民にとって、経済的にも社会文化的にも極めて貴重なものだと考えられ、酪農乳業の衰退は、酪農乳業にとどまらず、地域社会や他の農業・産業、消費者にとって想像を超える損失をもたらすことになります。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

SPS、TBT

【全体総論】

日本で流通する食品の安全基準、表示制度、検査方法などは、日本人の食習慣や体質、価値観などに基づいて日本で決めたものであり、TPPにより外国の基準などに統一されることは、食の安全安心を揺るがすことになると懸念されます。国民の健康を守るとの観点から、現状制度の在り方を堅持することが求められます。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検査)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。